

## ○金沢大学 KUGS サポートネットワーク設置要項

(平成 30 年 3 月 30 日規則第 2909 号)

改正

(設置)

第 1 条 金沢大学（以下「本学」という。）に、「KUGS サポートネットワーク」（「Kanazawa University “Global” Standard サポートネットワーク」のことをいう。以下「サポートネットワーク」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 サポートネットワークは、本学バックアップポリシーに基づき、すべての学生が、いかなる差異、いかなる困難にもかかわらず、できる限り等しい条件の下で教育の果実に与ることができるよう、経済的支援、自律的生活の支援、社会的責任の自覚の涵養などを含めた包括的な学生支援を行うことを目的とする。

(支援業務)

第 3 条 サポートネットワークは、前条の目的を達成するため、学修支援、キャリア形成支援、ヘルスケア支援、障がい学生支援、性的マイノリティ支援等の各種学生の支援を行う。

(支援体制)

第 4 条 サポートネットワークの支援体制については、次の各号に掲げる支援組織と、各部局（学域・学類・研究科・専攻等をいう。）及び相談窓口（なんでも相談室等をいう。）が連携を図る体制とする。

- (1) 全学教育・国際共修機構
- (2) 保健管理センター
- (3) 附属図書館
- (4) ダイバーシティ推進機構
- (5) 障がい学生支援室
- (6) 学務部各課
- (7) 各系事務部学生課
- (8) 医薬保健系事務部薬学・がん研支援課
- (9) 医薬保健系事務部保健学支援課
- (10) その他支援組織

(サポートネットワーク本部)

第 5 条 第 3 条の支援業務を統括するため、教育戦略会議の下にサポートネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を置く。

(ネットワーク本部構成員)

第 6 条 ネットワーク本部の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育担当理事
- (2) 教育担当理事が指名する学長補佐 若干名
- (3) 各学域から選出された教員 各 1 名
- (4) 全学教育・国際共修機構の各部門から選出された教員 各 1 名
- (5) 保健管理センターから選出された教員 1 名
- (6) ダイバーシティ推進機構から選出された教員 1 名

- (7) 障がい学生支援室長
- (8) 学務部長
- (9) 総務部学術情報課長
- (10) 学務部各課長
- (11) 国際部留学企画課長
- (12) その他本部長が必要と認めた者 若干名  
(ネットワーク本部長)

第7条 ネットワーク本部に本部長を置き、教育担当理事をもって充てる。

(ネットワーク本部構成員の任期)

第8条 第6条第2号から第6号及び第12号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員に欠員が生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(ネットワーク本部会議)

第9条 ネットワーク本部に、第3条に掲げる学生支援について協議するため、ネットワーク本部会議を置く。

2 ネットワーク本部会議は、第6条の構成員をもって組織する。

3 本部長は、ネットワーク本部会議を招集し、その議長となる。

4 本部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 ネットワーク本部会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務の総括)

第10条 この要項の実施に関する事務の総括は、関係部署の協力を得て、学務部学生支援課が行うものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和5年7月12日から施行する。

2 この要項の施行後、第6条第6号に規定する最初の構成員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、令和6年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。